

庄内町通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成28年2月

庄内町教育委員会

1. プログラムの目的

児童・生徒が、交通事故等の被害に遭わないようにするためには、通学路の環境整備のほか、交通安全教育や通行規制、見守り活動、通学方法の見直しなど、ハード・ソフトが一体となった対策を実施する必要があります。

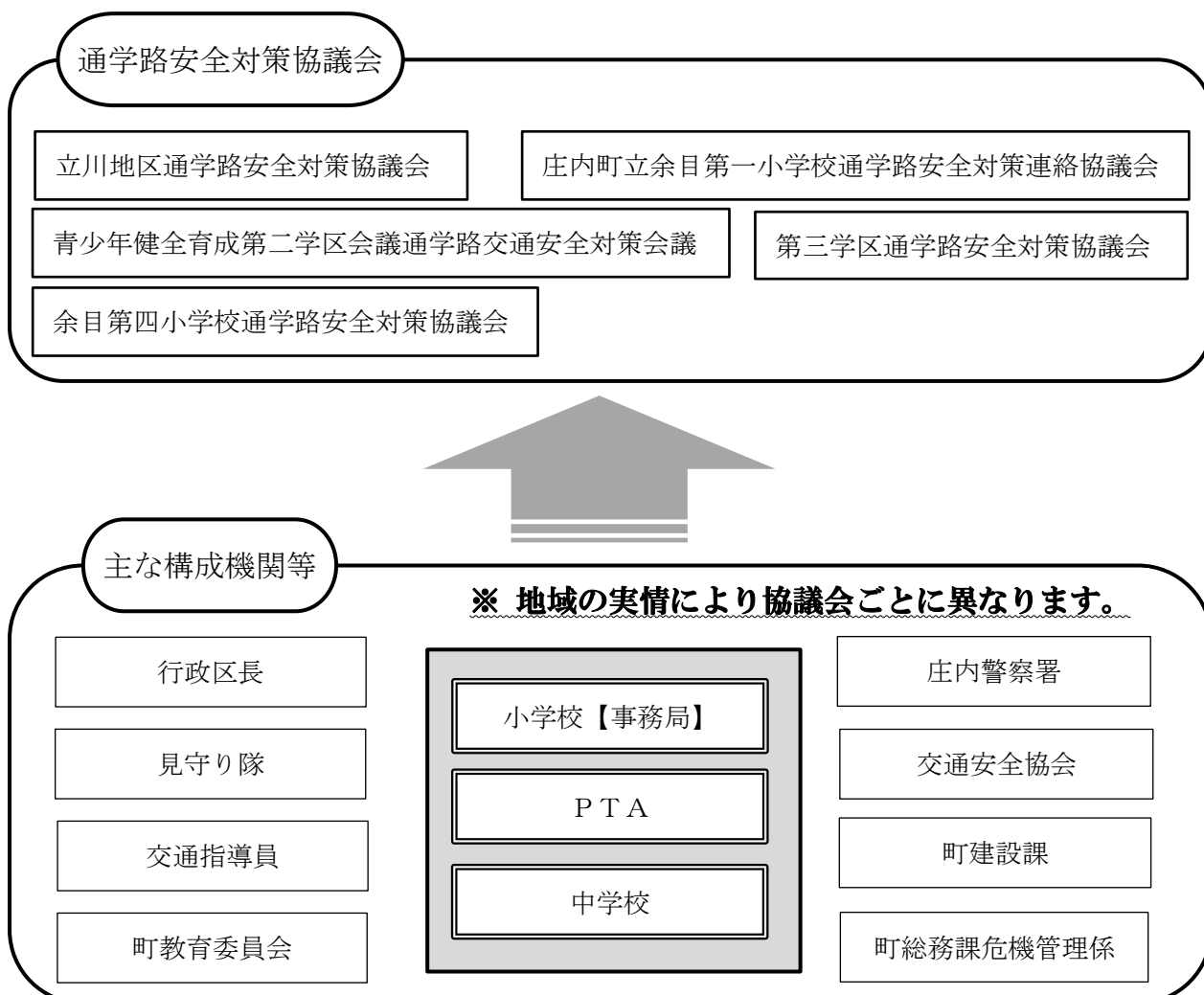
そのようなことから、関係機関の連携体制を構築するとともに、通学路の安全確保に向けた取組を行うため、「庄内町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

本プログラムに基づき、関係機関が連携し、児童・生徒が安心して通学できるように安全確保を図ります。

2. 通学路安全対策協議会の設置

関係機関の連携を図り、効果的な安全対策を実施できるように小学校や地域が主体となり、以下の機関で構成する「通学路安全対策協議会」を小学校区ごとに設置しています。

本協議会では、通学路の状況を共有し安全に登下校できるようにするため、学校、教育委員会及び関係機関が連携して実施する合同点検の結果を報告するとともに児童・生徒の登下校の様子について情報を交換し、危険箇所について対策を検討し、必要に応じて関係機関に要望します。



3. 取組方針

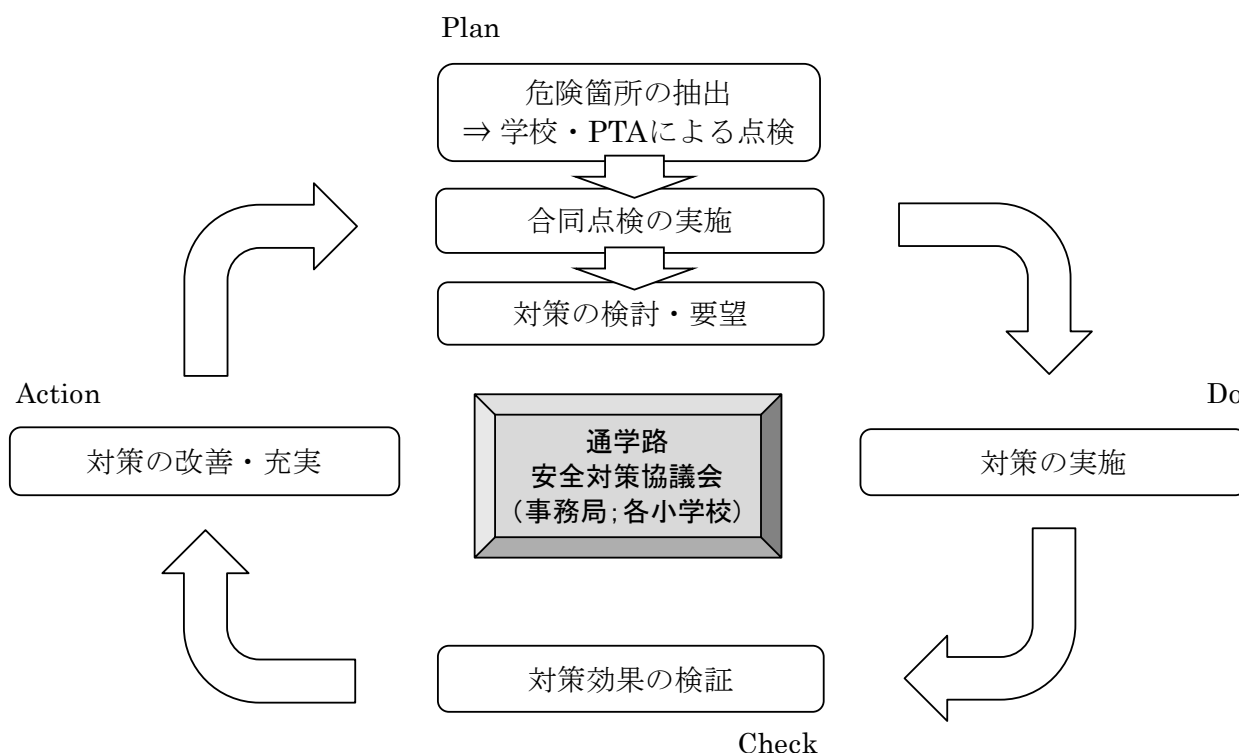
(1) 基本的な考え方

道路や交通状況の変化を把握し通学路の安全を確保するため、合同点検を実施するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を図ります。

また、降積雪期における安全対策も重要であることから、冬期の安全教育や交通指導、除雪などによる安全な通学路の確保に努めます。

これらの取り組みをP D C Aサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図ります。

《通学路安全確保のためのP D C Aサイクル》



(2) 危険箇所の抽出【Plan】

通学路における危険箇所は、学校やPTAが実施する点検結果を集約し、抽出します。また、この段階で、より安全な通学路の確保が可能であれば、学校長の判断により通学路を変更します。

(3) 合同点検の実施【Plan】

① 合同点検の実施時期等

- 小学校の通学路を対象に、年間2回実施します。
- 実施時期は、降積雪期における危険箇所の把握も必要であることから、原則として夏期と冬期とします。

なお、学校長が緊急に点検を行うことが必要と判断した場合は、随時実施します。

② 合同点検の体制

- 学校、道路管理者、警察、教育委員会の他、点検箇所に応じて関係する機関等に要請し、連携して実施します。

(4) 対策の検討・要望【Plan】

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、「通学路安全対策協議会」を開催し、歩道整備や注意看板の設置のようなハード対策や、通学路変更や交通規制、交通安全教育のようなソフト対策など、個々に応じた対策を検討するとともに、必要に応じて関係機関に要望します。

また、合同点検を実施しない中学校の通学区間についても、対策必要箇所があれば「通学路安全対策協議会」の議題の対象とします。

(5) 対策の実施【Do】

対策の実施にあたっては、円滑に進むよう関係者間で連携を図ります。

(6) 対策効果の検証【Check】

対策実施後、実際に期待した効果が上がっているのかを確認し、「通学路安全対策協議会」での協議も踏まえて検証します。

(7) 対策の改善・充実【Action】

対策実施後も、合同点検や効果検証の結果を踏まえて、対策の改善・充実を図ります。